

病床配分について

背景とこれまでの経緯

- 医療法において病院の開設許可は、基準病床数・必要病床数の範囲内であれば、都道府県知事は、施設の構造設備や人員が要件に適合するときは、「許可を与えなければならない」となっており、病床の空き枠が生じた経緯等を踏まえたとしても、**不許可や条件付き許可を行うことは、法制度上できない。**
- そのような状況であるが、病床の空き枠が生じた経緯や近々新たな地域医療構想の姿が示されること、県内病院の状況を鑑みて、令和7年12月に地域医療構想調整会・医療審議会の意見を聞き、「行政指導」による対応として、病床の一律の公募・配分を見送ることとした。また、必要性等が高い案件については、個別判断を行うこととした。
- 増床希望が3病院からあったため、6月9日・11日に地域医療構想調整会議を開催し、3病院から説明を受けるとともに、地域における増床の必要性について協議を行った。

県の病床配分の方針(本日の協議事項)

- 以下の病床配分の方針について、委員のみなさまのご意見をお聞かせください。

県の病床配分の方針(案)

- 今回申請のあった3病院に対する個別判断として、データ分析および関係者等の意見から、香芝市の2病院に関しては脳疾患・小児への対応強化に一定の必要性があると言える。また、生駒市立病院においては、公立病院として地域医療への貢献を図る意向は理解できる。
- しかしながら、今回申請のあった3病院周辺の状況を確認してもなお、病院間の役割分担と連携を進めることにより対応できる余地はあると考えられることから、地域における増床の必要性は高いとは言えない。空き枠が生じた経緯を勘案すると、既存の医療資源を有効活用し、地域全体で効率的で質の高い医療提供体制を確保することが望ましいと考える。
- そのため、**病床の配分は行わないこととし、増床を希望する医療機関には、地域医療構想調整会議や本日の医療審議会の結果を踏まえ、改めて慎重な判断を求めることとする。**

(今後の対応について)

- ただし、増床の申請は可能であるため、**増床の申請があった場合には、前述の制度運用の理解に基づいた対応を行うこととする。**

(参考)地域医療構想調整会議の概要(県による整理)

➤ 6月9日・11日に開催した地域医療構想調整会議の概要は以下のとおり。

(議事録全文は「別冊資料4, 5」を参照)

構想区域	概要
西和 (6/11)	● 生駒市から、施設・在宅療養者の急変時の受入れ、冬季の病床逼迫への対応など、公立病院として地域医療を支えていきたいという説明があり、その考えに理解を示す意見があった。 ● 受療率は低下傾向だが、今後患者が増える可能性を指摘する意見もあった。 ● 一方で、市立病院の病床利用率には冬の一時期を除いてまだ余裕があるという意見や、生駒市周辺の医療機関の役割分担と連携を図り、在院日数の短縮等を進めることで、地域全体で対応できる余地があるとの意見が複数の委員からあり、新たな地域医療構想により今後の必要病床数(病床整備の上限)が示されるまで増床の検討は待ち、その間は地域連携を進める方向で取りまとめられた。
中和 (6/9)	● 脳疾患・小児への対応強化は地域にとって必要との評価をする意見があり、高齢者救急の今後を考えると増床はありがたいという意見があった。 ● 一方で、増床せず病院の役割分担・連携による対応を考えるべき、地域全体として必要性が高いと言うには不十分で、全体最適の観点から慎重に判断すべき、という意見もあった。 ● その他、今後示される新たな地域医療構想を踏まえて検討すべきとの意見や、人材確保・医療の質の確保を懸念する意見などがあり、賛成、条件付き賛成、反対のいずれの意見もあったことが取りまとめられた。

(参考)関係法令(抜粋)

医療法

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の六第一項の規定による登録を受けた者(同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。)及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。)でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条第一項及び第十一条において同じ。)でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条第一項、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別(以下「病床の種別」という。)その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

一 精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

二 感染症病床(病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症(結核を除く。)、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症(同法第四十四条の九の規定により同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第八条(同法第四十四条の九において準用する場合を含む。))の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)並びに同法第六条第九項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

三 結核病床(病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

四 療養病床(病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

五 一般病床(病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。)

3 略

4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前三項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えなければならない。

5～7 略

行政手続法

第三十二条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。